

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 企業版ふるさと納税とは、県外の企業が事業の趣旨に賛同する地方自治体に寄附を行うことにより、官民挙げて当該事業を効果的に推進することができるよう創設された制度である。 より多くの寄附を募るためには、寄附を行う見込みのある県外企業に対して本県の地方創生プロジェクトを効果的にPRする必要がある。 本委託業務は、専門的なノウハウや県外企業とのネットワークを持つ民間マッチング会社を活用し、さらなる寄附促進を目指す業務である。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 企業版ふるさと納税による寄附の促進を図るためには、寄附を行う見込みのある県外企業への直接的な働きかけを行うことができる専門的なノウハウやネットワークが必要である。 そのため、単なる価格競争ではなく、本県が取り組む地方創生プロジェクトに関する理解度を把握し、寄附を行う見込みのある県外企業へ働きかける提案力やネットワークを有するかを、具体的な提案に基づき総合的に判断する必要がある。 よって、本事業の実施にあたっては、プロポーザル方式により各提案者からの提案内容を評価検討の上で契約者を決定することが適当である。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 カンダまちおこし株式会社、株式会社ジチタイリンク及び株式会社大垣共立銀行は、有識者で構成された令和8年度岐阜県企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロポーザル評価会議（令和8年3月19日）において、本事業の実施にあたって契約交渉の相手方として選定された者である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。